福山市民病院公告第 101 号

福山市民病院東館・西館改修に係る移転業務について、委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026 年（令和 8 年）11 月 4 日

福山市病院事業管理者　高　倉　範　尚

１．業務概要

１）業務名

福山市民病院東館・西館改修に係る移転業務

（２）業務場所

福山市蔵王町五丁目 23 番 1 号

（３）業務内容

別紙「福山市民病院東館・西館改修に係る移転業務仕様書」のとおり

（４）業務履行期間

契約締結の日から 2028 年(令和 10 年)1 月 31 日まで

２．委託費

１）各年度の委託費の支払限度額は次のとおり（いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む）

支払時期	支払限度額	備考
2026 年度（令和 8 年度）	26,059 千円	工事スケジュール等により、2026 年度（令和 8 年度）の委託業務の一部又は全部が実施されない場合は、次年度に繰り越すものとする。
2027 年度（令和 9 年度）	27,060 千円	

（２）委託費の積算は、６．（４）の参考資料及び現地確認をもとに行うものとする。

３．参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）過去 10 年間（2016 年 4 月以降）で一般病床 500 床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県及び市町村が設置する病院又は公的病院 （医療法第 31 条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。）において、中央診療機能を中心とした全面的な施設整備における移転業務（一部部門に限った部分移転業務を除く）を元請けとして受託し履行した実績を 2 件以上有すること。

（２）移転業務履行中は、受託責任者及び作業責任者等を専任配置すること。受託責任者及び作業責任者の資格要件は仕様書に記載の内容を遵守すること。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
（４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく、再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
（５）この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
（６）福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
（７）国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
（８）福山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条第 2 号又は第 3 号の規定に該当しない者であること。

４．評価項目・評価基準

別表のとおり。

５．受注候補者の特定

福山市民病院東館・西館改修に係る移転業務評価委員会における評価が高い順に、事業管理者が本業務の受注候補者１名、次順位者１名を特定する。

６．参加申込の手続き等

（１）担当課

福山市民病院　経営企画部　管理課　建設推進担当
住所：〒721-8511 広島県福山市蔵王町五丁目 23 番１号
電話：(084) 941-5187（直通）
メールアドレス： shibyou-kensetsu@city.fukuyama.hiroshima.jp

（２）選考スケジュール

公告文及び実施要領（募集要項）等の掲載日	2026 年（令和 8 年）11 月 4 日（水）
質問書受付期間 （参加申込に関すること）	2026 年（令和 8 年）11 月 4 日（水）から 同年 11 月 11 日（水）午後 5 時まで
質問書に対する回答期限 （参加申込に関すること）	2026 年（令和 8 年）11 月 13 日（金）午後 5 時まで
参加申込書の受付期間	2026 年（令和 8 年）11 月 4 日（水）から 同年 11 月 18 日（水）午後 5 時まで
参加資格確認結果通知日	2026 年（令和 8 年）11 月 20 日（金）正午まで
質問書受付期間	2026 年（令和 8 年）11 月 20 日（金）午後 1 時から

（企画提案に関すること）	2026 年（令和 8 年）12 月 1 日（火）午後 5 時まで
質問書に対する回答期限 （企画提案に関すること）	2026 年（令和 8 年）12 月 4 日（金）午後 5 時まで
企画提案書の受付期間	2026 年（令和 8 年）11 月 20 日（金）午後 1 時から 2026 年（令和 8 年）12 月 11 日（金）午後 5 時まで
プレゼンテーションの実施日	2026 年（令和 8 年）12 月中旬から下旬（予定）
受注候補者の選定通知日	2026 年（令和 8 年）12 月下旬（予定）

（３）各種資料掲載場所

福山市ホームページにて、公告文、実施要領、仕様書、評価基準、質問書・参加申込書・企画提案書等各種様式、質問回答、審査結果等を掲載する。

（４）参考資料の貸出

2026 年（令和 8 年）11 月 4 日（水）から 2026 年（令和 8 年）12 月 11 日（金）までの間、貸出図書申請書（様式９）を提出した者に対し、参考資料「新本館及び既存棟平面図」及び「医療機器・什器備品等リスト」を、６．（１）の担当課において、対面で受け渡すものとする。

（５）質問書の提出及び回答

質問事項がある場合は、質問書（様式第１６号）を電子メールで、６．（１）の担当課宛てに提出し、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。また、メール送信の際は、件名に「福山市民病院東館・西館改修に係る移転業務委託に関する質問」と記した上で送信すること。質問事項がない場合は、質問書の提出は不要である。

なお、質問に対する回答は、本実施要領等の追加又は修正とみなす。

７．契約の締結

（１）本業務の契約は、評価委員会を経て事業管理者が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結する。

（２）仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と当院との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が「実施要領９.（１）」で提出した委託見積書の額と同額になるとは限らない。

（３）事業管理者が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行う。

８．失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

（１）提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）委託費の上限を超えた見積書を提出した場合

（４）評価及び審査の公平性を害する行為があったと当院が認めた場合
（５）実施要領の内容に違反すると当院が認めた場合
（６）その他、当院の指示に違反する場合

９．その他

詳細は、福山市民病院東館・西館改修に係る移転業務に関する公募型プロポーザル実施要領に定めるところによる。